

### 指定都市における保育施設に対する定員払い制の実施状況

- 定員払い制（定員割れ分に対する運営費を補助する制度）は指定都市のうち2自治体を実施（広島市、仙台市）。
- 受入枠と入所児童の差分の運営費を補助する制度や（大阪市）、配置している保育士等の人件費と入所児童数に基づいた運営費の差분을補助する制度（静岡市、福岡市）といった、広義の定員割れ対策としては定員払い制と類似した取組の実施事例もある（※）。
- ※ ただし、大阪市、静岡市は定員割れ施設への支援ではなく、年度途中入所の受入枠確保を目的に実施。

#### <実施事業の詳細>

類型	定員払い制		類似事例		
	広島市	仙台市	大阪市	静岡市	福岡市
都市名	広島市	仙台市	大阪市	静岡市	福岡市
制度概要	定員と入所児童数の差に対する運営費補助	定員と入所児童数の差に対する運営費補助	受入枠と入所児童数の差に対する運営費補助	配置している保育士等の数と、基準上必要な保育士等の数の差分の人件費補助	配置している保育士等の数と、基準上必要な保育士等の数の差分の人件費補助
実施目的	定員割れ対策	定員割れ対策 <u>（小規模保育事業等限定）</u>	待機児童対策 （年度途中入所の受入枠確保）	待機児童対策 （年度途中入所の受入枠確保）	定員割れ対策 <u>（小規模保育事業等限定）</u>
対象歳児	全歳児	0～2歳児	0歳児	0歳児	全歳児
対象施設	保育所・認定こども園 地域型保育事業	小規模保育事業（A型・B型） 事業所内保育事業 ※ 定員13人以上に限定	保育所・認定こども園 地域型保育事業	保育所・認定こども園 小規模保育事業	定員20～60人の保育所 ※ 25%以上の定員割れが生じている施設限定
対象期間	4月～9月	4月～6月	4月～9月	4月～9月	年度当初